

従業員が積極的に子育て関わるができるようするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月25日～ 令和4年8月31日までの 約1年間

2. 内容

目標1：育児・介護に関する就業規則の見直しと改正を行う。

<対策>

- 令和3年8月～ 従業員の育児休暇などの取得状況の把握。
- 令和3年9月～ 最新の育児・介護休業法に則り、就業規則の見直しと改正を行う。
- 令和3年11月～ 育児・介護に関する規則を改正。

目標2：従業員へ制度の周知を行い、育児休暇等取得の普及を図る。

<対策>

- 令和3年12月～ ポータルなど社内ツールでの規則に関する資料の公開。
- 令和3年12月～ 全体会議で制度について説明し、従業員への周知を図る。（特に男性従業員への周知と理解を図る）

目標3：従業員による育児休暇制度の活用。

<対策>

- 令和4年1月～ 試験的導入
- 令和4年6月～ 利用状況の確認と従業員への聞き取りにより問題点への対応（サポート体制など）
- 令和4年8月～ 本格導入